奈良地方裁判所 所長 稲葉 重子 殿

奈良地方裁判所職員の傍聴者らへの対応について改善を求めます

NHK問題を考える奈良の会 代表 佐藤 真理

3月4日、奈良地方裁判所で放送受信料請求事件の公判が行われました。裁判終了後、傍聴者(24名)及び傍聴できなかった人々(31名)を対象に弁護団と被告の報告・挨拶を裁判所建物の外の軒先のコンクリート部分で簡単に行いました。その際の裁判所職員の対応に抗議するとともに、裁判所の傍聴者らへの対応について改善を申し入れます。

裁判終了後の報告が始まるや、裁判所の男性職員1人と女性職員2名が出てきて、主催者の挨拶に対し「やめろ」と繰り返し制止してきました。「すぐに済むから」となだめても制止をしつづける。弁護士が「どこにそういう法律があるのか」「どこに書いてあるのだ」との抗議にも答えず、「規則だから」「裁判所の敷地」の一点張りで「やめろ」を繰り返す。写真撮影はだめ、拍手まで「やめろ」と規制してきました。

私たちは「拍手は表現の自由」「裁判所敷地は国民の共有財産、立ち話程度を規制する法律がどこにあるのか」と抗議しましたが聞く耳を持たず、さらに通行人はいないにもかかわらず「通行人の妨げになる」と女性職員がかたくなに執拗に立ち退きを迫りました。今回の奈良地方裁判所職員の対応について、私たちは、裁判所が国民の権利を守る砦ではなく、私たち市民をまるで裁判所に敵対する「暴徒」のように扱われたことに驚きと怒りを持ちました。

日本国憲法第 32 条に「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とあります。この条文は、裁判を傍聴する権利をも保障していると考えます。裁判所の敷地・建物・設備・人員のすべては、主権者国民の基本的人権擁護のために存在するのであり、裁判

所職員と裁判官・検事・弁護士のために存在するのではありません。確かに、公共の建物には「庁舎管理規則」があると思いますが、裁判所の場合、その目的は常識的に考えて裁判の妨害、あるいは、裁判所の安全を脅かすものから秩序を守る、ということではないかと考えます。

今回、私たちが行なったことは、傍聴に来られた方、傍聴席に入れなかった方々への報告であり裁判の流れとして短時間の社会一般の儀礼の範囲でした。今回の場合は「庁舎管理規則」の行き過ぎた濫用ではないかと考えます。管理規則があるとしても許容できる範囲のものではないか、と考えます。

私たちの行為は、長時間にわたるものでもなく、「ご苦労さん」という挨拶と立ち話程度のものであり、裁判所に敵対するものではありません。私たちの短時間の行為が「安全と秩序をおびやかす」と判断し、規制するのであれば、その判断の基準をしめして頂きたい。

裁判所は裁判官の法廷での裁判の進行を妨げるものは規制されるべきだと思いますが、何でもかんでも傍聴者・市民を「暴徒」扱いし行動のすべてを規制するような行き過ぎた対応は改めるべきと考えます。

さらに、裁判所は市民の権利を保障するため、ある程度の場所の提供をしてもいいのではないかと考えます。市民の権利を保障し、市民に開かれた裁判所になるための改善をし、今後は同様な対応をしないことを強く求めます。

以上